

公益財団法人 岡崎市学校給食協会職員賃金規程

平成25年3月12日制定

公益財団法人岡崎市学校給食協会

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則(平成25年3月12日制定。以下「就業規則」という。)第41条第2項の規定に基づき、職員のうち正規職員の賃金に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本給表及び適用範囲)

第2条 基本給表は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表の定めるところによる。

- (1) 事務職員基本給表(別表第1ア)
- (2) 業務職員Ⅰ基本給表(別表第1イ)
- (3) 業務職員Ⅱ基本給表(別表第1ウ)

2 正規職員の職位は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、前項の基本給表ごとに定める別表第2に分類されたものとする。

(初任給)

第3条 新たに正規職員となった者の基本給月額、別表第3(以下「初任給基準表」という。)に掲げる級及び号給とする。

2 初任給基準表は、その者に適用させる基本給表の区分に応じ、事務職員にあつては、学歴免許欄の区分に応じて適用するものとし、業務職員Ⅰ及び業務職員Ⅱにあつては年齢別初任給基準を適用するものとする。

3 新たに正規職員となった者のうち経験年数(その者の経験が直接役立つと認められる職務に従事した年数をいう。ただし、非正規雇用期間は除く。)を有する者の基本給月額は、別表第4の区分に応じ、同表の右欄に掲げる号数を調整することができるものとする。

(人事交流等により異動した場合の基本給月額)

第4条 人事交流等により引き続いて正規職員となった者の基本給月額については、前条の規定による場合には、著しく協会内の他の正規職員との均衡を失すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、その者の基本給月額は協会の定めるところによる。

(昇給)

第4条の2 昇給は、正規職員に対して、その基本給について行う。

2 昇給は、4月1日に、同日前1年間における職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、当該期間に当該正規職員が就業規則第46条の規定による制裁を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

3 前項の規定により正規職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した正規職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準とし理事長が定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳を超える正規職員(業務職員Ⅰ及び業務職員Ⅱについては57歳を超える正規職員)は昇給させない。ただし、特に良好な場合には、1号給、極めて良好な場合には2号給の昇給をさせることができる。

5 正規職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を越えて行うことができない。

6 第3項から前項までに規定するもののほか、正規職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族手当)

第5条 家族手当は、扶養親族のある正規職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として当該正規職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 重度心身障がい者

3 家族手当の月額、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---|-------|---------|
| (1) 扶養親族である配偶者 | | 6,500円 |
| (2) 扶養親族たる子 | 1人につき | 10,000円 |
| (3) 扶養親族たる父母等（満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障がい者） | 1人につき | 6,500円 |

4 家族手当の支給は、その要件が生じた日の属する翌月（これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、その要件を欠くに至った場合は、その日の属する月（これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月の前月）をもって終わる。

(子育て支援手当)

第6条 子育て支援手当は、扶養の有無に関わらず、中学生以下の生計を一にする子を持つ正規職員に対し、1人につき月額3,000円を支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの
- (2) その他の正規職員で協会が支給を認めたもの

2 住宅の借り主でかつ主たる生計維持者である正規職員に支給する住宅手当の月額は、次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている場合
家賃の月額から12,000円を控除した額の3分の2の額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている場合
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額の3分の2の額

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げる正規職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする正規職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で協会の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする正規職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の正規職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げ

る正規職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする正規職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる正規職員の区分に応じ、当該各号に定める額（業務職員Ⅱの職員については、その額に100分の87を乗じて得た額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、協会の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が30,000円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる正規職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して協会の定める正規職員にあつては、その額から、その額に協会の定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル未満である正規職員	2,100円
イ 使用距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である正規職員	4,200円
ウ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である正規職員	6,100円
エ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である正規職員	8,000円
オ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である正規職員	9,800円
カ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である正規職員	11,600円
キ 使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満である正規職員	13,400円
ク 使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満である正規職員	15,000円
ケ 使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満である正規職員	16,700円
コ 使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満である正規職員	18,300円
サ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である正規職員	20,700円

- (3) 前項第3号に掲げる正規職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して協会の定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（協会の定める通勤手当にあつては、協会の定める期間）に係る最初の月の協会の定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される正規職員につき、離職その他の協会の定める事由が生じた場合には、当該正規職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して協会の定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として協会の定める期間（第1項第2号に規定する方法に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 通勤手当は、正規職員が勤務のため、その者の住居から事業所に通勤する場合に支給する。

7 正規職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、一の計算期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特別勤務手当）

第9条 特別勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する正規職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) ボイラーの取扱作業

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業

3 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。ただし、労働時間が1日つき4時間未満の場合は当該手当の額2分の1に相当する額を減額した額を支給する。

（管理職手当）

第10条 管理又は監督の地位にある正規職員に支給する管理職手当の月額は、次に掲げる額とする。

(1) 事務局長及びこれに相当する職にある正規職員 41,000円

(2) 課長及びこれに相当する職にある正規職員 26,000円

(3) 統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 13,000円

(4) 副統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 11,000円

2 前項の管理職手当のうち、月の1日から末日までの計算期間（以下「一の計算期間」という。）の就業日数が15日未満である場合における管理職手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を減額する。

(1) 就業日数が5日以上15日未満の場合 管理職手当の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 就業日数が5日未満の場合 管理職手当の額に10分の7を乗じて得た額

(3) 一の計算期間の全日数にわたって就業しなかった場合 全額

3 管理職手当は、時間外労働の割増賃金として支払う。

4 管理職手当の該当となる時間外労働の時間については、個別に定める。

5 前項に定める固定時間外労働手当を支給された正規職員において、管理職手当の額を超えて、時間外割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を時間外労働手当として支払う。

（資格手当）

第11条 資格手当は、「管理栄養士」「栄養士」の資格を有する正規職員うち、衛生管理指導を行う正規職員に対し、月額3,000円を支給する。

（時間外労働手当）

第12条 時間外労働手当は、所定の労働時間が割り振られている日における所定労働時間を超えて労働することを命ぜられた場合で、その超えて労働した時間外労働の全時間に対して支給する。また、就業規則第27条第1項の規定により休日の全部又は一部を振り替えたことにより勤務することとされる日（以下「振替え変更による勤務日」という。）における労働についても同様とする。

2 正規の労働時間を超えて業務することを命ぜられた正規職員には、正規の労働時間を超えて業務した全時間に対して、業務1時間につき、第15条第2項に規定する業務1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えてした次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その業務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に業務した職員に休日労働手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における業務 100分の125

(2) 前号に掲げる業務以外の業務 100分の135

3 前項の規定にかかわらず、就業規則第27条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた正規職員に対しても、割振り前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた正規職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務時間（同項に規定する規則で定める時間を除く。） 100分の50

5 就業規則第25条に規定する時間外労働代休時間を指定された場合において、当該時間外労働代休時間に正規職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外労働代休時間の指定に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から次に掲げる区分業務の区分に応じて定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

ア 第2項第1号に掲げる業務 100分の125

イ 第2項第2号に掲げる業務 100分の135

(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第2項に定める割合を減じた割合（休日労働手当）

第13条 休日労働手当は、協会の業務の都合により休日労働することを命ぜられた場合（振替え変更による勤務日における労働を除く。）に、その休日労働をした全時間に対して支給する。

2 就業規則第26条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた正規職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日労働手当として支給する。

(端数計算)

第14条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与の減額及び第12条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第12条及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じて得た額を、正規の勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、1日の勤務時間にその年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得たものを減じて算出する年間の勤務時間で除して得た額とする。

(休業手当)

第16条 休業手当は、正規職員が協会の責めに帰すべき事由によって休業した場合に支給する。

2 休業手当の額は、休業をした1日につき当該職員の平均賃金の100分の60に相当する額とする。

(夏季特別勤務手当)

第17条 夏季特別勤務手当は、6月から9月の間、西部学校給食センター及び南部学校給食センターで調理業務に従事する正規職員に対し、業務に従事した日1日につき200円を支給する。ただし、労働時間が1日につき4時間未満の場合は当該手当の額2分の1に相当する額を減額した額を支給する。

(賞与)

第18条 協会は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する正規職員に対してその勤務実績に応じた賞与を支給することができる。

2 賞与の額は、基本給に別表第5に掲げる「支給割合」、別表第6に掲げる「在職期間率」及び別表第7に掲げる前年度の人事評価に基づく「賞与成績率」を乗じて得た額とする。

(賞与不支給)

第19条 次のいずれかに該当する者には当該各号の基準日に係る賞与は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第4号の規定により懲戒解雇の制裁を受けた者

(2) 基準日前1箇月以内又は当該基準日に対応する支給日の前までに離職した者(前号に掲げるものを除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消

された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(賞与の支給の一時差止め)

第20条 協会は、支給日に賞与を支給することとされていた正規職員で当該支給日の前日までに離職したものが次のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めるものとする。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について、禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、協会に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 賞与の一時差止めに関して必要な事項は、別に定める。

(退職手当)

第21条 正規職員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が1年未満で自己都合により退職した者
- (2) 就業規則第46条第4号の規定により懲戒解雇の制裁を受けた者
- (3) 退職手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法に規定する略式手続によるものを除く。)をされた者で、その判決の確定前に退職したもの。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、その限りでない。

2 協会は、退職手当の支給を確実にするため正規職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)と退職金共済契約を行うものとする。

(普通退職の場合の退職手当)

第22条 次条又は第23条の規定に該当する場合のほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職した日におけるその者の基本給月額(ただし、業務職員Ⅰから業務職員Ⅱに変更になった正規職員については、業務職員Ⅰであった期間を考慮し、その勤続期間に乗じる基本給月額は、退職した日におけるその者の基本給月額に85分の100を乗じて得た額とする。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上5年以下の期間については、1年につき100分の40
- (2) 6年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50
- (3) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の75
- (4) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の100

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第23条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項の規定に該当する者を除く。)又は20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(定年退職者又はその者の非違によることなく勸奨をうけて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額(ただし、業務職員Ⅰから業務職員Ⅱに変更になった正規職員については、業務職員Ⅰであった期間を考慮し、その勤続期間に乗じる基本給月額は、退職した日におけるその者の基本給月額に85分の100を乗じて得た額とする。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の75
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の100
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の125
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の100

(整理退職等の場合の退職手当)

第24条 25年以上勤続して退職した者(定年退職者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)、業務上の負傷若しくは死亡により退職した者又は協会の都合により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額(ただし、業務職員Ⅰから業務職員Ⅱに変更になった正規職員については、業務職員Ⅰであった期間を考慮し、その勤続期間に乗じる基本給月額は、退職した日におけるその者の基本給月額に85分の100を乗じて得た額とする。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の125
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上35年以下の期間については、1年につき100分の125

2 勤続期間が36年以上の者に対する退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、その者の退職の日における基本給月額に45を乗じて得た額をその者の退職手当とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第25条 第23条第1項及び前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6箇月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、定年から10年を減じた年齢以上であるのに対するこれらの規定の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額及び当該基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分2を乗じて得た額の合計額」とする。

(勤続期間の計算)

第26条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、正規職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 正規職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び正規職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 第1項の規定する正規職員として引き続いた在職期間には、別表第8に掲げる事業所（以下「他の団体」という。）の正規職員として引き続いた期間を含むものとする。ただし、退職によりこの規則の規定による退職手当に相当する給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在任期間は、その者の正規職員として引き続いた在職期間に含めないものとする。
- 5 前4項の規定による在職期間のうちに、就業規則第11条の規定による休職、就業規則第46条第3号の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現に業務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月の2分の1に相当する月数を前4項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6箇月以上1年未満の場合（自己都合により退職する場合を除く。）には、これを1年とする。

（中小企業退職金共済制度との併用）

第27条 正規職員の退職手当については、協会と機構・中退共の併用での支給とする。

- 2 機構・中退共から支給される退職手当の額が第22条から第24条までの規定により算出された額より少ないときは、その満たない額を協会より支給する。
- 3 第21条第1項第3号から第5号の事由により退職手当の支給をしない場合は、機構・中退共から支給される退職手当については、協会はその額を減額若しくは支給しない申し出をすることがある。

（職員が当該他の団体の職員となった場合の取り扱い）

第28条 正規職員が引き続いて当該他の団体の職員となった場合において、その者の正規職員としての在職期間が当該他の団体の退職手当に関する規程により、当該他の団体の職員としての在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

（基本給表の適用を異にして異動した場合等の取扱い）

第29条 第22条から第24条までの規定にかかわらず、退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定（基本給表の適用を異にして異動し、又は、正規職員として退職した者が引き続いて他の団体の職員として採用された場合において、当該異動又は採用により当該事由が生じた日（以下「異動日」という。）前に受けていた基本給月額が減額されること（基本給月額の変額改定をする賃金規程が制定された場合において、当該賃金規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額される場合を除く。）をいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、異動日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の額は、第22条から第24条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第22条から第24条までの規定により計算した場合の退職手当の額に相当する額
- (2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の額が第22条から第24条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の額の退職日基本給月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は他の団体の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第21条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に正規職員又は他の団体の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第26条第4項の規定により正規職員として引き続いた在職期間に含むものとされた他の団体の職員としての引き続いた在職期間
（遺族の範囲、支給順位等）

第30条 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第44条までの規定は、死亡による退職手当の支給を受ける遺族の範囲、支給順位等について準用する。
（支給時期）

第31条 退職手当は、正規職員の退職した日後1箇月以内に支給する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（基本給表）

ア 事務職員基本給表

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500

32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400

68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			

104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			
117		300,700			
118		300,900			
119		301,200			
120		301,500			
121		301,900			
122		302,100			
123		302,400			
124		302,700			
125		303,000			

イ 業務職員 I 基本給表

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	
1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000

33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800

69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	357,500
71	208,600	251,900	282,100	310,600	357,800
72	209,200	252,400	282,800	311,100	358,100
73	209,700	252,600	283,600	311,400	358,400
74	210,300	253,000	284,300	311,900	358,700
75	210,900	253,500	285,100	312,400	359,000
76	211,700	254,000	285,900	312,800	359,300
77	211,900	254,600	286,500	313,000	359,600
78	212,600	255,000	287,000	313,300	359,900
79	213,200	255,500	287,500	313,600	360,000
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	
83	215,700	256,900	289,200	314,800	
84	216,400	257,200	289,700	315,100	
85	217,100	257,400	290,100	315,300	
86	217,700	257,600	290,700	315,700	
87	218,300	257,900	291,300	316,000	
88	219,000	258,200	291,900	316,200	
89	219,500	258,400	292,200	316,400	
90	220,100	258,600	292,700	316,700	
91	220,700	259,000	293,200	370,000	
92	221,300	259,200	293,600	317,300	
93	221,700	259,500	294,000	317,500	
94	222,200	259,900	294,500	317,800	
95	222,700	260,200	295,000	318,100	
96	223,200	260,500	295,500	318,300	
97	223,800	260,700	295,800	318,500	
98	224,300	261,000	296,200	318,800	
99	224,800	261,200	296,700	319,100	
100	225,300	261,500	297,200	319,300	
101	225,900	261,800	297,600	319,500	
102	226,400	262,000	298,000	319,800	
103	227,000	262,300	298,300	320,100	
104	227,600	262,600	298,600	320,400	

105	228,000	262,800	298,900	320,700
106	228,500	263,000	299,300	321,000
107	229,000	263,300	299,700	321,300
108	229,400	263,500	300,100	321,600
109	229,600	263,800	300,400	321,900
110	230,000	264,100	300,800	322,200
111	230,500	264,400	301,200	322,500
112	231,000	264,600	301,500	322,800
113	231,400	264,800	301,700	323,100
114	231,900	265,100	302,000	323,400
115	232,400	265,300	302,300	323,700
116	232,900	265,500	302,500	324,000
117	233,200	265,800	302,700	324,300
118	233,600	266,100	303,000	324,600
119	234,000	266,400	303,300	324,900
120	234,400	266,700	303,500	325,200
121	234,800	266,800	303,700	325,500
122		267,100	304,000	325,800
123		267,400	304,300	326,100
124		267,700	304,500	326,400
125		267,800	304,700	326,700
126		268,100	305,000	327,000
127		268,400	305,300	327,300
128		268,700	305,500	327,600
129		268,800	305,700	327,900
130		269,100	306,000	328,200
131		269,400	306,300	328,500
132		269,700	306,500	328,800
133		269,800	306,700	329,100
134		270,100	307,000	329,400
135		270,400	307,300	329,700
136		270,700	307,600	330,000
137		270,800	307,900	330,300
138		271,100	308,200	330,600
139		271,400	308,500	330,900
140		271,700	308,800	331,200

141	272,000	309,100	331,500
142	272,300	309,400	331,800
143	272,600	309,700	332,100
144	272,900	310,000	332,400
145	273,200	310,300	332,700
146	273,500	310,600	333,000
147	273,800	310,900	333,300
148	274,100	311,200	333,600
149	274,400	311,500	333,900
150	274,700	311,800	334,200
151	275,000	312,100	334,500
152	275,300	312,400	334,800
153	275,600	312,700	335,100
154	275,900	313,000	335,400
155	276,200	313,300	335,700
156	276,500	313,600	336,000
157	276,800	313,900	336,300
158	277,100	314,200	336,600
159	277,400	314,500	336,900
160	277,700	314,800	337,200
161	278,000	315,100	337,500
162	278,300	315,400	337,800
163	278,600	315,700	338,100
164	278,900	316,000	338,400
165	279,200	316,300	338,700
166	279,500	316,600	339,000
167	279,800	316,900	339,300
168	280,100	317,200	339,600
169	280,400	317,500	339,900
170	280,700	317,800	340,200
171	281,000	318,100	340,500
172	281,300	318,400	340,800
173	281,600	318,700	341,100
174	281,900	319,000	341,400
175	282,200	319,300	341,700
176	282,500	319,600	342,000

177	282,800	319,900	342,300
178	283,100	320,200	342,600
179	283,400	320,500	342,900
180	283,700	320,800	343,200
181	284,000	321,100	343,500
182	284,300	321,400	343,800
183	284,600	321,700	344,100
184	284,900	322,000	344,400
185	285,200	322,300	344,700
186	285,500	322,600	345,000
187	285,800	322,900	345,300
188	286,100	323,200	345,600
189	286,400	323,500	345,900
190	286,700	323,800	346,200
191	287,000	324,100	346,500
192	287,300	324,400	346,800
193	287,600	324,700	347,100
194	287,900	325,000	347,400
195	288,200	325,300	347,700
196	288,500	325,600	348,000
197	288,800	325,900	348,300
198	289,100	326,200	348,600
199	289,400	326,500	348,900
200	289,700	326,800	349,200
201	290,000	327,100	349,500
202	290,300	327,400	349,800
203	290,600	327,700	350,100
204	290,900	328,000	350,400
205	291,200	328,300	350,700
206	291,500	328,600	351,000
207	291,800	328,900	351,300
208	292,100	329,200	351,600
209	292,400	329,500	351,900
210	292,700	329,800	352,200
211	293,000	330,100	352,500
212	293,300	330,400	352,800

213		293,600	330,700	353,100	
214		293,900	331,000	353,400	
215		294,200	331,300	353,700	
216		294,500	331,600	354,000	
217		294,800	331,900	354,300	
218		295,100	332,200	354,600	
219		295,400	332,500	354,900	
220		295,700	332,800	355,200	
221		296,000	332,900	355,500	

ウ 業務職員Ⅱ基本給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	107,500	151,000	169,500	209,800	235,200
2	108,300	152,300	170,600	210,800	236,800
3	109,100	153,600	171,800	211,800	238,300
4	109,900	154,800	172,900	212,900	239,900
5	110,700	156,000	174,000	213,700	241,400
6	111,600	157,300	175,200	214,800	243,000
7	112,400	158,500	176,400	215,800	244,400
8	113,300	159,700	177,600	216,800	246,000
9	113,900	160,900	178,800	217,700	247,500
10	114,800	161,900	180,200	218,800	249,000
11	115,600	163,000	181,500	219,800	250,500
12	116,600	163,900	182,700	220,800	252,000
13	117,300	164,900	183,800	221,700	253,300
14	118,100	165,900	185,100	222,700	254,800
15	119,000	166,800	186,400	223,500	256,200
16	119,800	167,800	187,500	224,400	257,400
17	120,700	168,700	188,400	225,400	258,800
18	121,800	169,600	189,100	226,400	260,100
19	122,800	170,500	189,900	227,300	261,600

20	123,800	171,300	190,700	228,200	263,000
21	124,700	172,200	191,500	229,000	264,100
22	125,800	173,100	192,700	230,000	265,300
23	126,800	174,000	193,800	230,900	266,500
24	127,800	174,900	194,800	231,800	267,800
25	128,800	175,700	196,100	232,700	269,000
26	130,100	176,400	197,200	233,600	270,300
27	131,400	177,000	198,300	234,600	271,500
28	132,600	177,800	199,400	235,500	272,600
29	133,800	178,500	200,400	236,300	274,000
30	135,100	179,600	201,400	237,300	275,000
31	136,400	180,400	202,500	238,100	276,100
32	137,700	181,200	203,600	239,000	277,100
33	138,900	181,800	204,600	239,700	278,100
34	140,500	182,800	205,700	240,500	278,800
35	142,000	183,700	206,700	241,400	279,800
36	143,500	184,800	207,700	242,400	280,700
37	145,100	185,600	208,800	243,000	281,700
38	146,500	186,600	209,900	243,700	282,600
39	147,900	187,600	211,000	244,500	283,400
40	149,400	188,600	212,100	245,300	284,300
41	150,800	189,400	213,100	246,000	285,100
42	151,900	190,400	214,200	246,900	286,000
43	153,100	191,400	215,200	247,700	286,800
44	154,300	192,300	216,300	248,500	287,700
45	155,600	193,300	217,100	249,100	288,500
46	156,800	194,200	218,000	249,900	289,300
47	158,000	195,100	219,000	250,600	290,200
48	159,200	196,100	219,900	251,400	291,000
49	160,300	197,000	221,000	252,000	291,800
50	161,300	197,900	222,000	252,500	292,500
51	162,200	198,900	223,000	253,100	293,300
52	163,200	199,900	223,900	253,800	294,000
53	164,200	200,800	224,800	254,300	294,700
54	165,100	201,700	225,700	255,000	295,300
55	166,100	202,400	226,700	255,600	296,000
56	167,000	203,300	227,800	256,200	296,600
57	167,900	204,100	228,600	256,700	297,200
58	168,800	205,000	229,500	257,300	297,900
59	169,600	205,800	230,400	258,000	298,600

60	170,500	206,600	231,200	258,600	299,200
61	171,400	207,400	232,200	259,100	299,800
62	172,200	208,200	233,100	259,700	300,400
63	172,900	209,000	234,000	260,300	300,900
64	173,700	209,700	234,900	260,900	301,500
65	174,300	210,500	235,700	261,300	302,100
66	175,000	211,200	236,300	261,800	302,500
67	175,600	211,900	237,000	262,300	302,900
68	176,300	212,500	237,700	262,800	303,300
69	176,600	213,100	238,500	263,300	303,700
70	177,100	213,700	239,200	263,600	
71	177,400	214,200	239,800	264,100	
72	177,900	214,600	240,400	264,500	
73	178,300	214,800	241,100	264,700	
74	178,800	215,100	241,700	265,200	
75	179,300	215,500	242,400	265,600	
76	180,000	215,900	243,100	265,900	
77	180,200	216,500	243,600	266,100	
78	180,800	216,800	244,000	266,400	
79	181,300	217,200	244,400	266,600	
80	181,800	217,600	244,800	266,900	
81	182,400	217,900	245,100	267,100	
82	182,900	218,200	245,400	267,400	
83	183,400	218,400	245,900	267,600	
84	184,000	218,700	246,300	267,900	
85	184,600	218,800	246,600	268,100	
86	185,100	219,000	247,100	268,400	
87	185,600	219,300	247,700	268,600	
88	186,200	219,500	248,200	268,800	
89	186,600	219,700	248,400	269,000	
90	187,100	219,900	248,800	269,200	
91	187,600	220,200	249,300	269,500	
92	188,200	220,400	249,600	269,800	
93	188,500	220,600	249,900	269,900	
94	188,900	221,000	250,400	270,200	
95	189,300	221,200	250,800	270,400	
96	189,800	221,500	251,200	270,600	
97	190,300	221,600	251,500	270,800	
98	190,700	221,900	251,800	271,000	
99	191,100	222,100	252,200	271,300	

100	191,600	222,300	252,700	271,500
101	192,100	222,600	253,000	271,600
102	192,500	222,700	253,300	
103	193,000	223,000	253,600	
104	193,500	223,300	253,900	
105	193,800	223,400	254,100	
106	194,300	223,600	254,500	
107	194,700	223,900	254,800	
108	195,000	224,000	255,100	
109	195,200	224,300	255,400	
110	195,500	224,500	255,700	
111	196,000	224,800	256,100	
112	196,400	225,000	256,300	
113	196,700	225,100	256,500	
114	197,200	225,400	256,700	
115	197,600	225,600	257,000	
116	198,000	225,700	257,200	
117	198,300	226,000	257,300	
118	198,600	226,200	257,600	
119	198,900	226,500	257,900	
120	199,300	226,700	258,000	
121	199,600	226,800	258,200	
122		227,100	258,400	
123		227,300	258,700	
124		227,600	258,900	
125		227,700	259,000	
126		227,900	259,300	
127		228,200	259,600	
128		228,400	259,700	
129		228,500	259,900	
130		228,800	260,100	
131		229,000	260,400	
132		229,300	260,600	
133		229,400	260,700	
134		229,600		
135		229,900		
136		230,100		
137		230,200		

別表第2

ア 事務職員職位表

級	職 位
1 級	事務員
2 級	事務副主任
3 級	事務主任
4 級	係長
5 級	課長及びこれに相当する職位
6 級	事務局長及びこれに相当する職位

イ 業務職員 I・II 職位表

級	職 位
1 級	1 調理員 2 汽かん員
2 級	1 調理副班長 2 上席汽かん員
3 級	1 調理班長 2 汽かん副主任
4 級	1 調理場長 2 汽かん主任
5 級	統括調理場長・副統括調理場長

別表第3 (初任給基準表)

区 分		初 任 給
事務職員	学歴・免許等	級・号給
	大 学 卒	1 級 25号給
	短 大 卒	1 級 17号給
	高 校 卒	1 級 9号給
業務職員 I	年 齢	級・号
	1 8 ・ 1 9	1 級 20号給
	2 0 ・ 2 1	1 級 23号給
	2 2 ・ 2 3	1 級 27号給
	2 4 ・ 2 5	1 級 31号給
	2 6 ・ 2 7	1 級 35号給
	2 8 ・ 2 9	1 級 41号給
	3 0 ～ 3 2	1 級 46号給
	3 3 ～	1 級 51号給
業務職員 II	年 齢	級・号
	1 8 ・ 1 9	1 級 20号給
	2 0 ・ 2 1	1 級 23号給
	2 2 ・ 2 3	1 級 27号給
	2 4 ・ 2 5	1 級 31号給
	2 6 ・ 2 7	1 級 35号給
	2 8 ・ 2 9	1 級 41号給
	3 0 ～ 3 2	1 級 46号給
	3 3 ～	1 級 51号給

別表第4 (初任給調整表)

経験年数	調整号数
1年以上4年未満	+ 4
4年以上	+ 8

別表第5 (支給割合)

基 準 日	支給割合
6月1日	100分の190
12月1日	100分の210

別表第6（在職期間率）

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 90
4 箇月以上 5 箇月未満	100分の 70
3 箇月以上 4 箇月未満	100分の 50
2 箇月以上 3 箇月未満	100分の 30
1 箇月以上 2 箇月未満	100分の 15

別表第7（賞与成績率）

評価点数	成績率
80点以上	1.20
75点以上80点未満	1.15
70点以上75点未満	1.10
65点以上70点未満	1.05
50点以上65点未満	1.00
45点以上50点未満	0.95
40点以上45点未満	0.90
35点以上40点未満	0.85
35点未満	0.80

別表第8（在職期間を通算することとする事業所一覧表）

岡崎市市営施設管理協会 岡崎市学校給食協会	岡崎市土地区画整理組合連合会
--------------------------	----------------